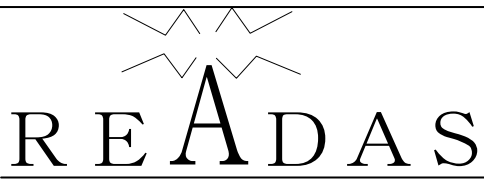


第 5349 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 13日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 エコカー減税

Q：今年度の税制改正では、引き続きエコカー減税がされているそうですが、どのような内容になっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

エコカー減税とは、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車）を取得する場合に自動車取得税を軽減する特例をいいます。今年度は、次のようになっています。中古車は、別の特例があります。

①非課税になるもの

- ・電気自動車
- ・燃料電池車
- ・プラグインハイブリッド車
- ・天然ガス車でポスト新長期規制からNOx10%低減車
- ・クリーンディーゼル乗用車でポスト新長期規制適合車
- ・ハイブリッド(HV)車、ガソリン車で①かつ②+20%達成

②80%軽減になるもの

- ・HV車、ガソリン車で①かつ②+10%達成

③60%減税になるもの

- ・HV車、ガソリン車で①かつ②達成

④40%減税になるもの

- ・HV車、ガソリン車で①かつ③達成+10%

⑤20%減税になるもの

- ・HV車、ガソリン車で①かつ③達成+5%

※①は平成17年度排出ガス基準75%低減達成

②は平成32年度燃費基準

③は平成27年度燃費基準

